



## 対象年齢を5歳刻みとする歯周病検診について

亀山市は、歯周病検診の対象年齢を5歳刻みに拡大し、7月から実施します。

歯周病健診については、高齢期になっても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるように、歯の喪失を予防することを目的として実施しています。

本市は、これまで当該疾病の怖さを理解し、市民自らが検診及び生活習慣等の予防行動を起こすことができるよう、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳、70歳の歯周病検診に加え、歯周病に罹りやすい30歳に検診を実施してきました。

また、受診率につきましても、無料券を配布しながら受診を呼び掛けており、平成28年度で11.4%と県内13市の中でも10%を超える高い受診率となっています。

しかしながら、このような10歳ごとの節目年齢を対象とした歯周病検診では、その間に歯周病に罹患するとともに、重症化する恐れがありました。

そこで、この度、亀山歯科医師会の協力のもと、新たに対象年齢を30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳と5歳毎として受診機会を増やし、より一層市民の歯の健康づくりを支援することとします。

市民の皆さんには、これを機会にご自身の健康についてお考えいただき、積極的な受診をお願いするものです。

### 《参 考》

#### 歯周病検診対象者

平成28年度まで 30・40・50・60・70歳

平成29年度から 30・35・40・45・50・  
55・60・65・70歳